

意見書

平成31年4月1日

総務省

総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課 御中

〒103-0012

とうきょうとちゅうおうくにはんばしほりどめちょう

東京都中央区日本橋堀留町2-3-5

ぐらんどめぞんにほんばしほりどめ

グランドメゾン日本橋堀留101号

こうえきしゃだんほうじんぜんこくしょうひせいかつそうだんいんきょうかい

公益社団法人全国消費生活相談員協会

りじちょう ますだえつこ

理事長 増田悦子

電話：03-5614-0543

e-mail：JDX00404@zenso.or.jp

モバイル市場の競争環境に関する研究会中間報告書（案）に対する意見募集について、別紙のとおり意見を提出します。

該当する章	意見
第4章 利用者料金に関する事項 1. 利用者の理解促進	<p>期間拘束契約をする場合に期間中に利用者が払う通信役務と端末代金の費用総額の目安を示すことに賛成です。契約前に比較検討する材料として大変参考になると考えます。</p> <p>今後、料金プランが大幅に改定されることが予想されます。消費者が納得して料金プランを選べるように、必要な情報をわかりやすく提示いただくとともに、かつ、消費者が求めた場合には、お勧めプランを提案いただきたい。</p>
同 3. 中古端末の国内流通の促進	<p>各社の SIM ロック解除対応状況をみると、「解約後の解除」「中古端末の解除」に対応していない場合が多いです。代金を完済している端末であれば過剰な制限をかけずに解除に応じていただきたい。</p> <p>中古端末の国内流通の促進のためには、SIM ロック解除とあわせてネットワーク利用制限の問題を考える必要があります。消費生活センターには、「中古端末を購入して利用中にネットワーク利用制限がかかり利用できなくなった。端末の割賦残債が未払いのためと思われるので通信事業者に残債を肩代わりすると言っても応じてもらえず、通信制限を解除してもらえない」という相談が入っています。中古端末買い取り店が保証制度で対応するケースもありますが、通信料金と端末代金の完全分離を進めるにあたってネットワーク利用制限の在り方についても検討が必要と考えます。</p> <p>「リユースモバイルガイドライン」において端末の検査・格付けに際して3つの評価結果を表示することが定められました。店によって評価結果に著しい違いが出ないように適切に運用いただきたい。</p>
第5章 事業者間の競争条件に関する事項 2. ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証	<p>いわゆるサブブランドが優遇されており、他の MVNO と公正な競争状態にないならば是正が必要なので、しっかりと事実確認を行っていただきたい。</p>

<p>同</p> <p>3. 音声卸料金の適正性の確保</p>	<p>音声通話料金は、近年定額制のプランが増えています。従量制や「無料通話〇分」というプランはわかりやすいですが、かけ放題の定額プランは、メリットを最大限享受している利用者もいれば、支払額に見合わない利用者もいると思われます。利用実態を調査いただきたい。</p> <p>MNO と MVNO の間の音声卸料金は長年にわたり高止まりしています。音声卸料金の見直しにより MVNO から魅力的な通話プランが提供されることを期待します。</p>
---------------------------------	---